



環廃対発第080509001号
環廃産発第080509002号
平成20年5月9日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長



産業廃棄物課長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する
省令等の施行による再生利用認定制度について（通知）

「規制改革・民間開放推進3カ年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）」において、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）第2条第1項第1号イに掲げる、いわゆるバーゼル法の規制対象物について個別に再生利用認定制度の対象とすることについて判断することとされたところ、中央環境審議会に設置された廃棄物の区分等に関する専門委員会において、いわゆるバーゼル法の規制対象物である金属を含む廃棄物を再生利用認定制度の対象とすることが判断され、それを受けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚令第35号。以下「施行規則」という。）の一部を改正する省令（平成19年環境省令第30号。以下「改正省令」という。）が平成19年10月26日に公布及び施行された。

また、これに伴い、環境大臣が定める一般廃棄物及び再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物の一部を改正する告示（平成19年環境省告示第88号）及び金属を含む廃棄物に係る再生利用の内容等の基準（平成19年環境省告示第89号）が平成19年10月26日に公布及び施行された。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 再生利用認定制度の趣旨

生活環境の保全を確保しつつ再生利用を大規模・安定的に推進するためには、①再生品が市場において確実に利用される製品となることにより、再生製品の利用を含め再生利用において生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがないこと、②こうした再生製品を生み出すためには、既存の生産設備を活用することが有効であり、その生産設備が、

日常的な監視を要せずとも生活環境の保全が確実に担保されるよう安定的に稼働しているものであること、③広域的かつ大規模に再生利用が促進されること、等が確保される場合については、国の認定により業及び施設設置の許可を不要とするといった規制緩和措置が必要と考えられ、平成9年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の改正により、生活環境の保全の確実な担保が可能である生産設備等において、大規模に再生利用を推進する特例措置である再生利用認定制度が設けられたところである。

また、国際的な動向として、廃棄物処理の優先順位が固まりつつあり、再生利用認定制度の「再生利用」に係る考え方に熱回収まで含めると、この優先順位に沿った処理が確保できなくなるおそれがあること、熱回収に伴うダイオキシン対策については日常的・地域的監視が重要であることから、特例制度としては熱回収を含めず、再生利用までを対象とすることが適当であると判断されたところである。

第二 改正の背景

従前の再生利用認定制度においては、再生利用により生活環境保全上の支障が生ずることを防止するため、廃棄物自体を生活環境保全上支障を生じさせない蓋然性が高いものに限定しており、パーゼル法上の有害特性を有する廃棄物等は本制度の対象外としてきたところである。

一方、鉄・非鉄金属製錬業界においては、既にばいじんや廃電子基板等から銅、鉛、亜鉛等の鉱物からの回収率と同等程度以上と推計される回収率でこれら金属の回収を行っており、回収される金属については生活環境保全上の支障を生じることなくJIS規格等を有する金属製品となっている。

また、有害特性を有する廃棄物、特に通常の処理において分解、無害化することのできない金属を含む廃棄物については、単に最終処分すると環境内に蓄積されることとなり、場合によっては生活環境へ影響を及ぼすことが懸念されることから、金属を含む廃棄物は単に処分するのではなく、金属を回収・再生利用するシステムに可能な限り組み込むことが必要である。こうした状況を踏まえ、今般、パーゼル法上有害特性を有するとされている金属を、生活環境の保全が確実に担保されることを前提とした上で非鉄金属の製錬工程等において回収・再生利用するため、再生利用認定制度の対象とすることとしたものである。

なお、パーゼル法上の有害特性を有しないとされている金属についても上述と同様の背景を有しており、より一層の回収・再生利用を図る必要があるため、今般、パーゼル法上有害特性を有するとされている金属と共に再生利用認定制度の対象とすることとしたものである。

第三 再生利用認定制度の対象となる廃棄物の追加

今般、金属を含有する廃棄物であり、かつ、その再生利用方法において生活環境保全上の支障を生ずることのない処理が可能であって、また、投入する廃棄物に含まれる金属の含有率、当該再生工程における金属の回収率等を勘案した廃棄物を再生利用認定制度の対象に追加したものである。具体的には、「金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）」とした。

第四 基準等について

1 内容の基準

再生利用認定制度の趣旨を踏まえ、金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用

することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。以下同じ。) から製品である金属の再生品を得ることを担保するため、施行規則第6条の4第10号及び第12条の12の4第10号に基づき、鉱物又は標準的な規格を有している等の一定の汎用性を有した他の製錬工程における製錬中間物若しくは副生成物から対象となる金属を生産する一連の生産設備での処理に当該廃棄物を投入する再生であることを、金属を含む廃棄物の再生利用認定の要件として追加したものである。

また、製鉄・非鉄製錬においては、すべてバージン原料を用いたとしても、前処理工程からの残さや、製錬工程から生ずる有価物でないスラグ等、廃棄物が相当程度排出されることも考えられるが、廃棄物からの非鉄金属の回収率は鉱物からの回収率と同等程度以上であって製錬工程からは廃棄物量の大幅な増加を生じないものであることにかんがみると、金属を含む廃棄物については、対象となる非鉄金属を可能な限り回収することを前提とした上で、一定の残さが発生することを認めることが適当である。このため、施行規則第6条の4第8号及び施行規則第12条の12の4第8号の従前の基準に廃棄物の発生に係る例外規定を設け、加えて、工程から生ずる廃棄物の処理について金属を含む廃棄物の再生利用認定の要件として一定の基準を設けたものである。

ただし、再生利用認定を受けた者と別法人格が当該前処理を行う場合にあっては、当該前処理は当該認定の対象の範囲外で行われる廃棄物の処理と判断するのが適当である。

なお、施行規則第6条の4第2号及び第12条の12の4第2号に定める標準的な規格とは、金属を含む廃棄物から得られた金属として用いるための再生品（再生によって得ようとするもの。以下同じ。）については、JIS規格その他の規格等汎用性が認められるものをいうこととする。

2 者の基準

1において規定する内容に適した再生方法によって、有害物質を含有する廃棄物であっても生活環境保全上の支障がないことを確保した再生利用が可能であるとするものであるところ、こうした再生方法を採らないいわゆる廃棄物処理施設における「再生利用と称した」廃棄物の処理を対象外とし、再生利用認定制度の趣旨を明確にする上で、施行規則第6条の5第11号及び第12条の12の5第11号に基づき、金属を含む廃棄物の再生利用を行う者の基準として①再生品である金属その他の処理物を区分して保管及び搬出することができる者であること、②金属の製造及び販売を主たる事業として行う者であって、再生品である金属の販売を行えることが事業の実績等に照らして明らかなものであること、③金属を含む廃棄物の再生利用の用に供する施設の類型ごとに定める基準に従い当該施設の維持管理をすることができる者であることを追加したものである。

3 施設の技術上の基準

再生利用の用に供する施設の基準については、施行規則第6条の6第1号又は第12条の12の6第1号に基づいて、施行規則第4条第1号、第3号から第6号まで及び第15号に規定する基準又は第12条第1号及び第3号から第7号までに規定する基準が適用される。

なお、当該施設が、金属を含む廃棄物の再生利用の用に供する工程（前処理工程を含む。）において廃棄物処理施設の構造を有する場合、当該構造は施行規則第6条の6第2号又は第12条の12の6第2号に基づいて、施行規則第4条に規定する基準（施行規則第4条第1号、第3号から第6号まで及び第15号に規定する基準を除き、当該施設に係るものに限る。）又は第12条の2に規定する基準（当該施設に係るものに限る。）に適合

している必要があることとする。

4 施設の維持管理の基準

再生利用の用に供する施設の維持管理の基準については、施行規則第6条の5第3号又は第12条の12の5第3号に基づいて、施行規則第4条の5第1号、第10号から第14号まで及び第16号に規定する基準又は施行規則第12条の6に規定する基準に従い維持管理することが求められている。

なお、当該施設が、金属を含む廃棄物の再生利用の用に供する工程（前処理工程を含む。）において廃棄物処理施設の構造を有する場合、当該構造の維持管理は施行規則第6条の5第4号又は第12条の12の5第4号に基づいて、施行規則第4条の5に規定する基準（施行規則第4条の5第1号、第10号から第14号まで及び第16号に規定する基準を除き、当該施設に係るもの（焼却施設である場合には、同条第1項第2号ワを除く。）に限る。）又は施行規則第12条の7に規定する基準（当該施設に係るもの（当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に掲げる施設である場合には、第12条の7第5項においてその例によるものとされた施行規則第4条の5第1項第2号ワを除く。）に限る。）に適合している必要があることとする。

5 産業廃棄物管理票

再生利用認定制度の対象として追加する金属を含む廃棄物は、パーゼル法上の有害特性を有する廃棄物であること、また、前処理工程、再生工程において相当の残さが生じることが想定され、これら廃棄物の処理についても排出事業者はその責任を全うする必要があることから、これを担保するため、法第12条の3に定める産業廃棄物管理票の交付の義務を課すこととしたものである。

6 情報公開

金属を含む廃棄物について再生利用認定を受けた事業者においては、再生利用認定の内容や再生利用状況等について適切に情報を公開し、当該制度による安定的・安全な再生利用と制度活用の有効性についてその透明性を確保することが必要であることから、自ら積極的に、受け入れる廃棄物の量及び性状や排出される廃棄物の処理とその処理状況、再生利用される金属の種類及び量といった再生利用に係る情報を公開し、認定を受けた再生利用が生活環境の保全上支障がなく効率的かつ確実に実施されていることを明らかにすることが求められる。

なお、情報公開については、周辺住民はもとより、広く国民に再生利用の有効性や環境配慮の状況を周知するものとすべきである。

7 その他

再生利用認定を受けた者については、廃棄物処理基準の遵守、帳簿の記載及び保存の義務等の規定が適用される。都道府県知事又は市町村長においては、当該認定を受けた者に対する報告徴収、立入検査、改善命令及び措置命令等の権限を有していることから、これらについて適切に実施されたい。

また、報告徴収や立入検査を行った場合にはその結果を、また、改善命令や措置命令を行う際には事前にその旨を当職あてに連絡されたい。

なお、「再生利用認定の申請の手引き」を、今般の改正を踏まえ別添のとおり改訂したので、適宜活用されたい。